

# 第22回日韓定期協議報告 (2014年11月27日－東京)



は公認会計士にとって新しい機会ともなり得ること、特に、国境を越えた取引の促進や企業内会計士(PAIB)の拡大など、伝統的な公認会計士の業務分野から新しい分野への拡大を進めることで今後ますます発展することができるのではないかと考えている旨の発言があり、今回の定期協議がこのような発展へ向けた貴重な意見交換の機会となることを希望している旨の挨拶があった。

以下に本定期協議の概要を報告する。なお、本報告では、KICPA側の動向を中心に報告する。

## 1 はじめに

日本公認会計士協会（JICPA）及び韓国公認会計士協会（KICPA）は2014年11月27日に、第22回日韓定期協議をJICPAにおいて開催した。日韓定期協議は、毎年1回、交互に両国の一方を訪問し、開催している。

今回は、KICPAから、Sung-won Kang会長、Kyung-sik Yoon副会長、Yeong-kyun Ahn副会長、Young-jin Park副会長、Seong-yeop Lee教育担当エグゼクティブ・ディレクター及びJung-won Yonn KICPA国際関係チーム長が参加した。当協会からは、森 公高会長、関根愛子副会長、海野 正専務理事、染葉真史常務理事、高橋秀法自主規制・業務本部長、篠原 真主任研究員及び筆者らが出席

し、両国の情報交換及び意見交換を行った。

開催にあたり、まず、当協会の森会長より、今回の定期協議は22回目となり、22年にわたって両会の直面する課題等について協議を重ねてきたことは非常に意義深く、今後も引き続き、定期協議の開催を重ねていきたい旨、また、現在、安倍政権下で進められている成長戦略に則り、コーポレートガバナンスの強化、公会計分野や中小企業の育成に関する貢献をさらに進めていく必要があり、様々な角度から検討が求められていること等についての説明と挨拶があった。

続いてKICPAのKang会長より、両会や両国の会計業界を取り巻く環境について、報酬の問題や規制の強化などの状況がある一方で、これら

## 2 定期協議議題の主な概要

### (1) 規制改革の動向

#### ① 非監査業務提供に対する制限の拡大

2013年以降、会計法人による非監査業務の提供に関する制限を拡大する法律に関する議論が韓国の国会で続けられている。これは、非監査業務の提供に関して、現状の制限の範囲を拡大しようとするものである。現行は、公認会計士（会計法人）が監査証明業務契約を直接的に締結している企業を対象として公認会計士自身が記帳業務、財務諸表の調製、

財務情報システムの構築や運営、内部監査の実施等を提供することが禁止されているが、現在の議論では、公認会計士が、実質的に支配する子会社等にも、非監査業務提供の禁止範囲を拡大する提案や、禁止対象業務を監査業務以外のすべての業務に拡大する提案も含まれているとのことであった。

この動きに対してKICPAでは、欧州連合（EU）や米国の公開企業会計監視委員会（PCAOB）における議論の状況も踏まえて検討がなされるように働きかけをするとともに、韓国国内の規制水準が、EUやPCAOBにおける規制よりもより厳しい規制になることがないように対応を検討している旨報告があった。

## ② 監査事務所の強制ローテーション

韓国では、監査事務所の強制ローテーション制度が2006年に施行され、その後3年実施された後、2009年に廃止となっている。強制ローテーションに関しては、過度な競争、監査報酬の引下げ、独立性の毀損や品質の低下などが指摘されていたが、再導入に向けた動きがあるとのことであった。現在、ローテーション期間については、9年サイクル及び6年サイクルの2案が検討されているとのことであったが、韓国政府としては監査事務所の強制ローテーションには懐疑的であった。KICPAでは、監査法人の業務執行社員の交代によって、監査人の独立性を確保することができるのではないかと対案を用意しているとのことであった。

## (2) 監査報酬

韓国では、監査人間の過当競争や監査人の被監査会社に対する発言力の低下等によって監査報酬が年々下がっており、対策を検討している旨

報告があった。例えば、過去10年間の韓国における監査報酬の水準は、1時間あたり80,000～90,000韓国ウォン（1韓国ウォン=0.11円、約8,600円）の間で維持されており、大きな変化はなく、この10年間の物価上昇率も加味されていない状況であるとのことであった。特に、2011年に国際財務報告基準（IFRS）が導入された際には、監査時間は約22%増加した一方、監査報酬は約10%下落するなど、監査報酬をめぐる状況は悪化しているとのことであった。

監査報酬の下落に関しては、外部監査人の選任における競争入札の活発化も影響しているとのことであった。現在、監査人の契約期間（上場会社は3年、非上場会社は1年）が満了した後、外部監査人を競争入札で選ぶ企業が増えており、これにより、監査報酬の引下げが進むような悪循環が繰り返されているとのことであった。現状では、企業の85%は監査人の交代は行わないが、これらの企業の間でも、一部では、監査人を交代する意思がないにもかかわらず、競争させて監査報酬を下げようとする動きも見受けられるとのことであった。

韓国では、監査人の独立性を担保するという観点から、上場会社における監査人の契約期間が3年と定められたが、金融監督院が2012年に公表した資料では、競争入札によって監査人が交代する際、平均して約8.2%監査報酬が引き下げられる傾向にあるとのことであり、3年のサイクルで監査人が交代することによる影響を、今後、さらに検討する必要があるのではないかと考えているとの報告があった。なお、韓国では規制の対象となっている外部監査に

係る契約期間や報酬等といった内容をすべて規制当局に報告する義務があるため、監査契約期間や報酬等といった情報が年度ごとに管理されているとのことである。また、2014年5月には、会計不正の可能性のある企業の監査人の選任は政府が行うとする監査人の強制指定制度が施行され、現時点では上場企業の中にも監査人の強制指定が適用される企業もあり、この際の監査報酬は、通常の報酬の2倍程度となっているとの報告もあった。

監査の品質を維持し、適切な監査時間を確保しながら、いかに正当な監査報酬を享受できるかについて、KICPAでも、引き続き、検討を進めているとのことであった。

## (3) 日韓共同研究プロジェクトの提案

KICPAより、会計職業専門家をめぐるグローバルな課題や、両国で直面する様々な事項に対する対応の検討、あるいは、両国の制度に関する理解をさらに深めるため、日韓が共同して研究を行うプロジェクトを始動させることはできないかとの提案があった。この共同研究プロジェクトで取り扱うテーマは、両国の監査制度や監査の品質管理を中心に、さらなる議論や調整を通じて定めていくこととし、今後、両国の制度に関する理解をさらに深めていく中で、1年半程度を目途に一定の成果が得られるように両国において共同研究プロジェクトの実施について検討を進めることとなった。

## (4) 韓国のその他の動向

### ① 統合報告

統合報告の導入については、世界各国でも様々な取組みが進められているが、韓国でも一部の企業（POSCO、SK Telecom、現代建設な

ど)が自発的に統合報告を導入しているとのことであった。しかしながら、まだ導入が十分に進んでいるとはいえない状況であるとのことから、日本における状況や、JICPAにおける取組みに関する資料に基づいて、今後、さらに協議を深めていきたいとの提案があった。

## ② 非営利法人に対する監査

韓国では、2013年から私立大学や国立大学などの学校法人に対する外部監査が義務付けられているほか、2015年1月以降は300世帯以上が入居する大規模なマンションの管理組合等に対する外部監査が義務付けられる予定となっている。さらに、地方自治体などに対する外部監査の施行も推進されているとのことであった。このように外部監査の義務付け範囲が拡大する中で、KICPAでは、品質管理やピア・レビュー制度が他国でどのように実施されているのか、監査報告書や監査人に対する実態調査、綱紀・懲戒に関する制度などについての研究を進めているとのことであった。

## ③ KICPA創立60周年

KICPA創立60周年を祝して、2014年12月11日に記念式典やシンポジウムの開催が予定されており、その他、記念イベントとして会員や会員家族が参加するマラソン大会など様々なイベントが企画されているとのことであった。JICPAからも森会長をはじめ関係者が60周年記念式典に出席することに対して、改めて謝辞が述べられた。

## ④ KICPAにおける公益活動

KICPAでは、引き続き、公認会計士による公益活動に対する関与を高めていく方策を検討しており、その一例として、国選税務代理人制度(零細納税者が税務代理人を選任することが難しい際に税務代理人の選任を国が支援するという制度)や成年後見人制度にも公認会計士が貢献していくよう、会員に周知をしているとのことであった。また、若い世代に対する会計や金融に関する教育の実施についても拡大しているとのことであった。

## (5) 2015年CAPAソウル大会

2015年10月27日から29日に開催予

定となっているCAPAソウル大会「アジアグローバル会計プロフェッションへの影響 (Asia-Influencing the Global Accountancy Profession)」について、日本からは多くの登壇者・参加者を期待していることや、日本における広報活動について協力してほしいとの要請があった。

## 3 最後に



今後も、相互の信頼を土台に、実際の事例の情報を交換することによって、互いに学びあい、さらに緊密に協力し、協同していくことが約され、閉会となった。なお、2015年の日韓定期協議はソウルで開催される予定である。

(事務局 石井和敏・渡場友絵)